

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

壱岐市商工会(以下「本会」という)、及び、壱岐市(以下「本市」という)の現状は、以下の通り。

災害	危険度	参照資料
洪水	令和元年8月29日、活発な秋雨前線の影響で、断続的に発達した雨雲がかかり、本市では、50年に一度の記録的な大雨となった。48時間で約400mm超の雨が降った。	2019/08/29 ニュース
台風・土砂	がけ崩れ被害の恐れのある土地が約180箇所 土石流被害の恐れがある土地が約110箇所 地滑り被害の恐れのある土地が約50箇所点在する。	壱岐市防災危険箇所マップ
地震	本市における過去の地震災害をみると、約320年前(1700年4月15日)、マグニチュード7の大規模地震により、家屋の崩壊等大きな被害を受けたとされている。 平成17年3月20日には、福岡県西方沖地震(マグニチュード7.0)が発生し、本市においても震度5強を記録し被害が発生した。	壱岐市地域防災計画 第3編—震災対策編—第1章災害予防計画—第1節地震被害の想定と課題 J-SHIS マップ
津波	西山断層(福岡県宗像市沖ノ島付近から朝倉市にかけて分布する約110kmの活断層帯及び北方延長部の断層大すべり左側)が活動した場合、本市の影響開始時間は19分、最大津波到達時間は37分、最高津波水位は7mを想定した。 壱岐市の浸水面積は、(壱岐市面積140km ²)	長崎県津波浸水想定図 津波浸水想定について (解説)第2版

水深	面積	構成
1cm～30cm	0.4km ²	0.3%
30cm～1m未満	0.7km ²	0.5%
1m～2m未満	0.5km ²	0.3%
2m～5m未満	0.1km ²	0.1%
5m～10m未満	0.1km ²	0.1%
計(1cm以上の浸水の可能性)	1.8km ²	1.3%

(2) 商工業者の現状(令和2年4月1日現在)

【内訳】

(人)

区分	建設業	製造業	卸売業 小売業	飲食業 宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者	192	123	448	199	336	155	1,453
うち小規模事業者	1,194						

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

- ・防災危険箇所マップの作成・各戸配布
- ・地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 本会の取組

- ・危機管理マニュアル策定
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・BCP策定セミナーの実施
- ・職員のBCPセミナーの参加によるスキルアップ
- ・防災備品の備蓄

II 課題

- ・現状では、本会の危機管理マニュアルは策定されているが、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、関係機関との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。
- ・地区内の小規模事業者には、事業者BCP(事業継続力強化計画)の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

III 目標

- ・災害発生時における連絡を円滑に行うため、本会と本市間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者の防災対応力を強化するために、毎年4件ずつ事業者BCP策定支援を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と本市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

①管内商工業者の防災・減災意識の向上

ア. 管内商工業者に対する災害リスクの周知、及び、リスクへの対応支援

- ・被災リスクと、その想定被害や事業継続力強化計画の必要性に関する情報を、チラシ等を用いて周知を図る。
- ・事業継続力強化計画、BCPに関するセミナーを開催する。
- ・損害保険等の加入状況を把握し、必要に応じ損保会社と連携してリスク管理に努める。
- ・巡回指導時に立地場所の災害リスクを事業者とともに確認・共有し、リスク管理の重要性の説明を行う。
- ・本市と連携して、自主防災組織が行う防災訓練へ事業所単位で参加するよう呼びかける。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、事業継続計画に相当する危機管理マニュアルを作成し、毎年度更新している。

ウ. 防災・減災計画の策定支援

- ・管内商工業者に対し、事業継続力強化計画、BCPの策定支援(指導・助言・専門家派遣等)を実施する。

エ. フォローアップ・管内商工業者の防災・減災活動の取り組み状況の確認を行う。

②支援体制の構築

ア. 関係団体との連携体制の確立

- ・本会と本市との連絡協議会を発足し、情報交換会議を実施する。
- ・本会と本市との間で、有事の際の連絡ルートを確立する。
- ・長崎県商工会連合会との有事の際の連携体制を確立する。

イ. 関係団体等との連携

- ・損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

ウ. 該当計画に関わる訓練の実施

- ・自然災害(震度6強の地震)が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

③発災後の対応

ア. 発災後1時間以内に、職員の安否確認を行う。

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全・半壊」等大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

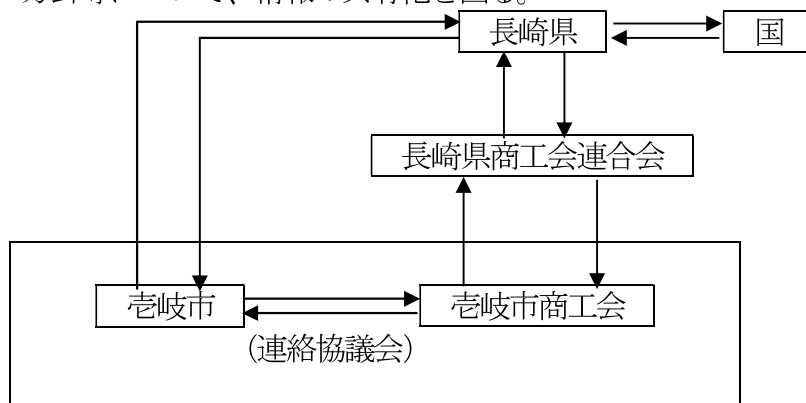
本計画により、本会と本市は以下の間隔(目安)で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	2回/1日	程度共有する。
～4週間	1回/2日	程度共有する。
～2ヶ月	1回/3日	程度共有する。
2ヶ月以降	1回/週間	程度共有する。

④発災時における指示命令系統・連絡体制

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、及び、指示命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、当市の避難指示等に従いながら、被災地域での活動可能な内容を定める。
- ・本会と本市が共有した情報を、(「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日付31産政第79号)にて、本市より長崎県へ報告する。
- ・感染症の流行の場合、本市をはじめ、長崎県商工連合会、長崎県、国等の対策の方針等について、情報の共有化を図る。



⑤応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑥地区内小規模事業者に対する復興支援

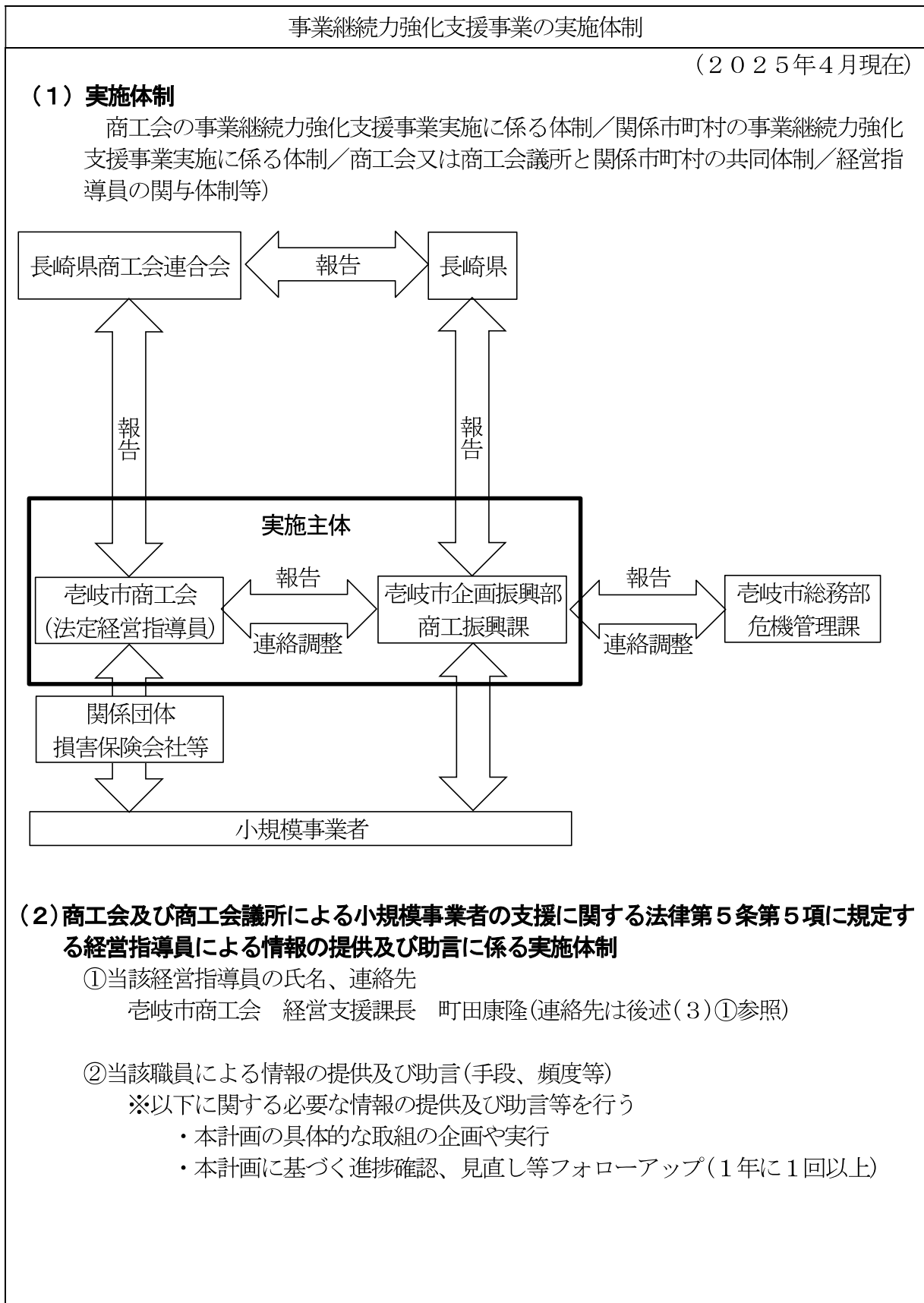
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3)商工会、関係市連絡先

①壱岐市商工会

〒811-5133長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触490番地9

TEL：0920-47-6001

FAX：0920-47-1899

E-mail：ikishi@shokokai-nagasaki.or.jp

②壱岐市企画振興部商工振興課

〒811-5192長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

TEL：0920-48-1135

FAX：0920-47-4360

E-mail：iki-shoko@city.iki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
セミナー開催費	200	200	200	200	200
広報・周知	100	100	100	100	100
協議会運営費	50	50	50	50	50

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料収入、長崎県補助金、壱岐市補助金等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等